

議案第17号

平成26年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	172,053,000 kWh
(2) 横瀬川発電所建設費	323,422千円
(3) 加谷川発電所建設費	318,173千円
(4) 若松川発電所建設費	236,305千円
(5) 竹内西緑地太陽光発電所建設費	425,162千円
(6) 鳥取空港太陽光発電所建設費	1,106,825千円
(7) 鳥取放牧場太陽光発電所建設費	66,331千円
(8) 天神浄化センター太陽光発電所建設費	912,837千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益	2,239,347千円	
第1項 営業収益	1,937,875千円	
第2項 営業外収益	277,280千円	
第3項 特別利益	24,192千円	
	支	出

第1款 電気事業費	1,919,153千円
第1項 営業費用	1,645,257千円
第2項 営業外費用	182,888千円
第3項 特別損失	91,008千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額808,859千円は、過年度分損益勘定留保資金538,220千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270,639千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,300,000千円
第1項 企業債	3,300,000千円

支 出

第1款 資本的支出	4,108,859千円
第1項 建設改良費	3,653,623千円
第2項 企業債償還金	455,236千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
再生可能エネルギー発電施設事業化調査事業（小水力発電）	平成27年度	4,200千円
小鹿第一発電所水車上カバー他製作購入費	平成27年度	31,782千円

小鹿第一発電所取引用変成器他
購入費 平成27年度 12,248千円

佐治発電所エレベータ保守委託 平成27年度から 1,600千円
平成28年度まで

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	千円 3,300,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 400,354千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の児童手当に要する経費 2,092千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成26年2月18日提出

鳥取県知事 平井伸治